

新型コロナウイルス感染症に伴い郵便受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者の現況届について

1 日本年金機構は、新型コロナウイルス感染症に伴い郵便の受付が停止されている国・地域に在留する年金受給者（「現況届」の提出期限が令和2年2月末日以降の者）について、各国・地域の郵便受付の再開後3か月までの間は、年金の支払いを差し止めない取り扱いとしています。

なお、該当する年金受給者の方については、各国・地域における郵便受付の再開後、個別に「現況届」の提出についてご案内をすることです。

○日本年金機構ホームページ：

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

2 インドネシアにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、7月1日現在、航空扱いの郵便物は一次引受停止国となっています。

○郵便局ホームページ（新型コロナウイルスにより国際郵便物の一次引受停止国・地域一覧（7月1日現在））

https://www.post.japanpost.jp/int/information/2020/0630_01_01.pdf

3 詳細につきましては、日本年金機構のねんきんダイヤルに直接お問い合わせください。

○ねんきんダイヤル：＋81－3－6700－1165